

第十二回特別弔慰金（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金）のご案内

【特別弔慰金の趣旨】

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）が支給されます。

【支給対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子（胎児を含む）
3. 戦没者等の（1）父母（2）孫（3）祖父母（4）兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】

額面27.5万円（5年償還の記名国債）

【請求期限】

令和10年3月31日（金）まで

※請求期限を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますのでご注意ください。

【請求受付窓口】

市役所社会福祉課（本庁舎1階）

※裏面に続きます

【請求に必要な書類等】

●ご記入をいただく書類

1. 特別弔慰金請求書
2. 戦没者等の遺族の現況等についての申立書
3. 委任状（請求者のご家族が代わりに手続きを行う場合）

※1～3の書類は、社会福祉課窓口に備え付けています。

●当日に準備いただくもの

5. 請求者の戸籍抄本（令和7年4月1日以降に取得したもの）
6. 請求者の身分確認書類（免許証、マイナンバーカード、保険証等）

※上記は、前回（第十一回特別弔慰金）請求をされた方が、今回も引き続き請求される場合に必要な書類です。前回とは別のご遺族や、請求者の相続人が請求する場合は、別に戸籍書類等が必要ですので、詳しくはお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

赤穂市健康福祉部社会福祉課いきがい福祉総務係

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

TEL：0791-43-6809

FAX：0791-45-3396

E-mail：ikigai@city.ako.lg.jp